様式第３４号(第２９条関係)

小規模特定事業措置命令書

第　　　号

　　年　月　日

　様

伊勢崎市長　　　　　　　　　　印

　あなたが伊勢崎市　　　　　　　　　の土地で行っている　　　　　　　　　　　　　については、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第２９条の規定により、次のとおり措置を命ずる。

１　措置の内容

２　措置完了期限

３　措置の理由

教示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　正当な理由があるときは、上記１及び２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。